

## 令和3年度区立小・中学校等定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

#### 1 監査の種類

区立小・中学校等定期監査

#### 2 監査期間

令和3年1月1日（月）から令和3年12月20日（月）まで

#### 3 監査の対象

令和2年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況

#### 4 監査対象校及び日程

別添「令和3年度区立小・中学校等定期監査日程表」のとおり

#### 5 監査の内容及び主な着眼点

区立小・中学校等定期監査は、令和2年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況について、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に執行されているかを基本に、以下の項目を踏まえて実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ合理的に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 給与関係事務（給与、出張、休暇等）は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 児童・生徒の危機管理は適切に行われているか。

#### 6 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。  
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

ア (都費)(時間講師) 休暇・職免等処理簿について

年次有給休暇について、元年度からの繰越日数及び3年度への繰越日数が誤っているものがあった。

(月光原小学校)

イ (区費)(会計年度任用職員) 年次有給休暇管理簿兼代理入力依頼書について

年次有給休暇について、元年度からの繰越日数の誤り、2年度付与日数の誤り、残日数・時間数の計算誤り、取消時の残日数の修正漏れ等があり、3年度への繰越日数に誤りが生じたものがあった。

(菅刈小学校、油面小学校、月光原小学校)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

ア 旅費について

往復旅行の復路の入力漏れ、都費職員の出張後に時間休暇を取得した際の支給、交通実費の誤り、定期券調整の誤り、計算誤り、申請漏れ等が生じたものがあった。

(碑小学校、中目黒小学校、第八中学校、第十一中学校)

イ 時間外勤務手当について

超過勤務時間数の計算誤り、超過勤務命令代理入力依頼書記載内容の庶務事務システムへの入力漏れ等により、時間外勤務手当の未支給や支給額の不足が生じたものがあった。

(教育政策課、中目黒小学校、油面小学校、烏森小学校)

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 工事契約に関して、仕様書では作業前後の写真を提出することとなっているが、提出されていないものがあった。

(第十一中学校)

イ 見積・納品を行った業者とは異なる業者(同名別業者)の名前で請書を作成し、支出した。

(油面小学校)

ウ 予定価格が5万円以上で2者以上の見積もりとしているが、1者分しか見積書が添付されていなかった。

(碑小学校、中目黒小学校)

エ 2者から見積書を徴取したが、1者については日付の異なる見積書が2通あり、うち1通は契約依頼日より前の日付だった。

(碑小学校)

(4) 現金の出納管理における事務処理が適正でなかったもの

部活動生徒大会参加交通費について、10月に開催された大会の分が、12月28日に校長口座に入金されたが、銀行からの払い出しは3年10月12日だった。

(第八中学校)

(5) 理科準備室における毒物劇物の管理が適正でなかったもの

ア 自己点検表上は医薬用外劇物の容器への表示は毎回確認されていたが、実際には表示のないものが一部あった。

(第十一中学校)

イ 毒物劇物は年3回以上の定期点検が定められているが、年2回までしか行われていなかった。

(油面小学校、不動小学校、第十一中学校)

## 2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等があったので、次のとおり意見・要望を述べる。

### (1) 服務・給与・旅費事務及び契約事務について

服務・給与事務等について、事務処理ミスが複数校で見受けられた。ミスにつながる要因には、都費及び区費の各負担職員で異なる事務処理がある中で、日ごろからのマニュアル等に基づく再確認、服務・旅費の申請時点と履行時点での変更処理等の不徹底などがうかがわれた。

契約事務においても、事務処理ミスが一部の学校で見受けられ、従前の例に沿った処理に頼り、改善の機会を逃すこともあることがうかがえた。

今回監査で指摘を行った事項は、各学校・幼稚園・各こども園に共通する事務に関するものであり、各学校等においては、これらの指摘事項を共有するとともに、ミスの発生しにくい事務処理手順の検討を教育委員会事務局所管課（以下「事務局所管課」という。）でも行い、適正な事務執行につながるよう取り組まれない。

なお、ICT活用の充実に伴い扱う物品も増えることから、その管理についても事務局所管課と連携し適切に対応するよう努められたい。

(教育政策課、学校ICT課、学校運営課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

### (2) 毒物劇物の管理について

所定の年間点検回数に達していないものや薬品管理簿への記載不備の事例が見受けられた。一方で、不要な薬品をすべて処分することや準備室内の整理整頓に努め、非常に管理しやすい状態で保管している学校が複数校あった。事務局所管課から発出されたこれまでの注意喚起等により、管理上の改善は図られてきている。しかし、管理に係る責任者や担当者等が複数人で関わる中で、異動等で引継ぎが安定的に実施できていないことをうかがわせる学校があった。

理科の実験を通じて、安全性を確保しながら、子どもの驚きや感動などを支えてい

けるよう、理科準備室内の整理整頓による美化も含め、毒物劇物の管理の徹底は重要である。各学校長においては、毒物劇物の管理の重大性を教職員に十分に周知し、理解を図った上で、定期点検の確実な実施、使用記録の徹底と確認など、適切な管理に努められたい。また、事務局所管課においては、管理が不十分な学校に対して、過去の指摘事項等を示しながら、薬品の保管・管理に係る確認を行ったうえで、改めて適正な管理が行われるように指導を徹底されたい。

(教育指導課、各小・中学校)

### (3) 新型コロナウイルス感染症対策について

2年度は、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の影響を受け、長期休業から始まった。感染症対策の徹底を始め、子どもたちの学びを保障するための学習環境の整備を行い、段階的に教育活動を再開してきた。再開に向けては、教育委員会でまとめた教育活動と衛生管理の両面からの留意事項をもとに、実情に応じてコロナ対策に取り組んできたことが確認できた。例えば、対策に係る情報共有の多様化や会議時間の短縮の工夫としてオンライン会議や電子掲示板機能等の有効活用に努めた結果、室内等の消毒などにも時間を振向けることができた。一方で、個々の子どもの指導に係る細部の共通認識を持つために対面会議を継続することもあった。

また、人と人との密な状態を回避するため、子どもや保護者等が一堂に会する全体行事を中止にせざるを得ない事情がうかがわれた。その中で、学校・園行事など学校教育ならではの学びを大切しながら教育活動を進めていくことを重視し、物理的な制約条件を含めて考慮したうえで、できる工夫を行い実施した取組も見られた。例えば、学芸会では、活動の様子を映像化して、他学年や保護者等に見てもらえる取組。体育祭では、学年ごとに日にちを分けて、保護者等にも現場で見てもらえる取組。保護者にリモート対応の準備や操作等に関して協力してもらう取組。宿泊行事を日帰り旅行に替えた取組。卒業記念行事でコロナ禍における避難所宿泊体験を実施した取組などである。

こうした取組と並行して、文部科学省が元年度に発表したGIGAスクール構想に基づく児童・生徒1人1台の情報端末の整備では、コロナの拡大に伴う学校の臨時休業等を受け、2年度中に前倒しすることとされた。学校においては、学習用情報端末iPadの3年度からの本格的な活用に向けて、様々な準備が行われた。例えば、教員間での事前研修や自主研修、情報端末の持帰りや取扱いのルール化、保護者への周知等である。

コロナを契機とした前倒しのICT活用を含め、これまでの取組に係る成果や課題を踏まえ、事務局所管課との緊密な連携のもと、学校・園の職員が丸となって状況の変化や個々の事情に応じながら、子どもの健やかな学びが展開できるよう努められたい。

(教育政策課、学校ICT課、学校運営課、学校施設計画課、教育指導課、教育支援課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

#### (4) 施設の維持管理等について

校舎等の施設管理については、各学校に配付された予算等により、小破修理に該当する必要な修繕は行われていた。学校・園においては、事務局所管課と連携し日ごろからの小破修理を有効に活用しながら、予防的な施設の維持管理につながる観点でも努められたい。

2年度末には教育委員会で「目黒区学校施設更新計画」が策定されており、また、区立中学校の統合方針として「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」が3年12月に改定された。今後の具体的な取組を踏まえつつ、一般的な修理が可能ならば、速やかな対応を適切に行うよう努めるとともに、中長期的な観点に立って、施設の長寿命化に資するよう、学校と事務局所管課で連携を密にして取り組まれたい。

(学校統合推進課、学校施設計画課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

#### (5) 学校・園における働き方改革について

子どもたちと教職員のいきいきとした学校生活や教育活動につながる趣旨で、教育委員会は、31年3月に「目黒区立学校(園)における働き方改革実行プログラム」(以下「実行プログラム」という。)を策定した。個々の取組の中には、次のような例があった。「長期休業期間中の教育活動停止日の実施」(2年度実施)を実践することで改革の可能性を実感でき、さらに生かしていきたいとする学校の例、ICT活用による会議の効率化、会議を行わない日を設けてほかの仕事に振向けること、残業しない日の推奨、午前に5単位時間分の授業を実施することによって午後に生じた余裕の時間を教員と子どもで学習に生かす例などである。

区費負担の補助員や指導員など会計年度任用職員をさらに有効活用して、子どもへの多様な対応を充実させ、あるいは学校マネジメント強化につなげ、改革を進める取組も実行プログラムで掲げられている。これを受け、学習用情報端末iPadを用いた授業展開で区の支援員を有効に生かしている例があり、また補助員等の配置の充実を望む意見も見受けられた。なお、補助員等の配置の充実は、一方で人事管理をより適切に行うための工夫がさらに必要となることもうかがえた。

今後、実行プログラムに基づく成果が高まっていくと思われるが、事務局所管課と学校・園で連携を深めながら、保護者や地域の理解を得て、改革の促進に努められたい。

なお、教職員の欠員に伴う個々の学校・園での対応には限界もあることから、都教育庁及び区教育委員会事務局による支援の強化を含めた対応力の向上についても検討に努められたい。

(教育政策課、学校ICT課、学校運営課、教育指導課、教育支援課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

#### (6) 危機管理について

2年度はコロナ対応がある中で、学校・園における子どもの避難訓練なども、従前と同じ形式での実施が難しくなるなどの制約が生じていた。「目黒区地域防災計画」（2年度修正）で指定された学校での地域避難所運営に係る住区住民会議、町会等との定期的な協議や訓練の実施も困難となった例がほとんどであったが、地域主催の訓練やオンライン会議に参加した学校もあった。また、学校との日ごろからのつながりを基盤に、町会が防災キャッチコピーを子どもに募集する例もあった。

コロナを契機として、地域避難所の役割を改めて考えるにあたり、これまで以上に避難所運営協議会での事前調整等が大切となる。地域との日ごろの関係をさらに深めることで、学校・園での教育活動において新たな展開になっていく事例も見られることを踏まえながら、地域とともに危機管理の充実に資するよう努められたい。

また、子どもが日々安全に通学できることは、基本となる取組である。学校・園の地域事情はそれぞれであり、通学路に交通量の多い道路がある例、地域の建設事情で交通量が増える例もある。

2年度以降、コロナ対応では学校・園において多様な取組が実践されてきたことや、地域との協力方法で工夫する例が見受けられる状況を踏まえ、子どもの安全確保に資する取組をさらに工夫するよう努められたい。

（教育政策課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園）

### 3 まとめ

今回の区立小・中学校等定期監査では、全体的に経費の効率的な執行に努めており、おおむね適正に学校施設等の管理がなされていることが認められた。

様々な取組を展開する中、一部の学校においては、指摘事項とせざるを得ない不適切な事務処理や改善について検討が必要な事項が見受けられた。これらの指摘事項の中には、これまでの監査において繰り返し指摘等を行っているものもある。

今回の監査で指摘等を行った学校はもとより、監査対象以外の各学校も含め、教育委員会事務局とも指摘事項等の情報を共有し、教育委員会と学校等とが連携して事務改善等を図り、組織として日常的な点検・確認を徹底し、適正な事務執行に取り組まれたい。

なお、事務局職員による書類調査の際、軽微な事項については、口頭により各学校長、副校長及び事務担当者に注意したので、この点についても対応を図られたい。

以 上